

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

奈良市横井二丁目273番地の四
株式会社 広成
 代表取締役 吉田一成
 TEL 0742-61-4549




下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

奈良市横井二丁目273番地の6
株式会社 広成
代表取締役 吉田一誠
TEL 0742-61-4549



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	(株)広成		
住 所	奈良市横井2-273-6		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 吉田一誠		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の名称 事業所の名称	(株)広成土建	(株)広成	
役員の氏名	監査役 吉田アサヒ	監査役 吉田留美	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

奈良市横井二丁目273番地の6
株式会社 広成
代表取締役 吉田一成
TEL 0742-61-4549



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市横井二丁目273番地の6
株式会社広成

会社法人等番号	1500-01-001726	
商 号	<u>株式会社広成土建</u>	
	株式会社広成	平成31年 3月16日変更 ----- 平成31年 3月18日登記
本 店	奈良市横井二丁目273番地の5	平成16年 6月18日移転 ----- 平成16年 6月18日登記
	奈良市横井二丁目273番地の6	平成25年12月12日移転 ----- 平成25年12月12日登記
公告をする方法	官報に掲載している	
会社成立の年月日	平成2年4月16日	
目的	1. 土木建築業 2. 補装工事業 3. 上下水道工事業 4. 管工事業 5. 造園工事業 6・前各号に附帯関連する一切の事業 平成15年11月18日変更 平成15年11月21日登記	
発行可能株式総数	1200株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
資本金の額	<u>金4000万円</u>	平成28年 7月29日変更 ----- 平成28年 7月29日登記

奈良市横井二丁目273番地の6
株式会社広成

	金3990万円	平成30年 5月16日変更
		平成30年 5月16日登記
	金4000万円	平成30年 5月28日変更
		平成30年 5月28日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 吉田 義廣	平成28年10月30日重任 平成28年12月16日登記
	取締役 吉田 初美	平成28年10月30日重任 平成28年12月16日登記
	取締役 吉田 一成	平成28年10月30日重任 平成28年12月16日登記
	奈良市南京終町一丁目25番地の13 <u>代表取締役 吉田 一成</u>	平成28年10月30日重任 平成28年12月16日登記
	奈良市南京終町四丁目341番地の4 <u>代表取締役 吉田 一成</u>	平成29年 6月 1日住所 移転 平成31年 3月 7日登記
	監査役 吉田 アサギク	平成25年10月 7日就任 平成25年10月16日登記
		平成29年 7月18日辞任 平成29年 8月17日登記
	監査役 中西 茂男	平成29年 7月18日就任 平成29年 8月17日登記
		平成31年 2月22日辞任 平成31年 3月 7日登記
右記	監査役 吉田 留美	平成31年 2月22日就任 平成31年 3月 7日登記

奈良市横井二丁目273番地の6
株式会社広成

	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成29年 8月17日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

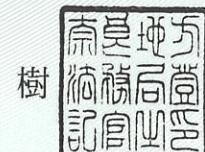
(奈良地方法務局管轄)

令和2年 7月27日

奈良地方法務局

登記官

南 英



定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社広成と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築業

2. 補装工事業

3. 上下水道工事業

4. 管工事業

5. 造園工事業

6. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、1200株とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当会社の発行する株式は、すべて額面株式とし、1株の金額は、金5万円とする。

(株券)

第7条 当会社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、および100株券の3種類とする。ただし、その他の株式数を表示する株券を発行することができる。

(2) なお、株券の所持を欲しない旨を、当会社に申出があるときは、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第9条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

(2) 謾渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面をも提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株式の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

(2) 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第13条 当会社は営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

(2) 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、取締役会の決議により、他の取締役がこれに代わる。

(2) 取締役全員に事故あるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第20条 当会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第21条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済み株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(2) 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(3) 監査役は、その選任及び解任につき意見を述べることができる。

(取締役及び監査役の任期)

第22条 取締役の任期は選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、監査役の任期は選任後10年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(3) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間の任期と同一とする。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

(2) 社長は、当会社を代表する。

(3) 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第25条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

(2) 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第27条 当会社の営業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当)

第28条 利益配当金は、毎決算期現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

(除斥期間)

第29条 株主配当金は、支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

以上、当会社現行定款に相違ありません。

八十一年八月四日

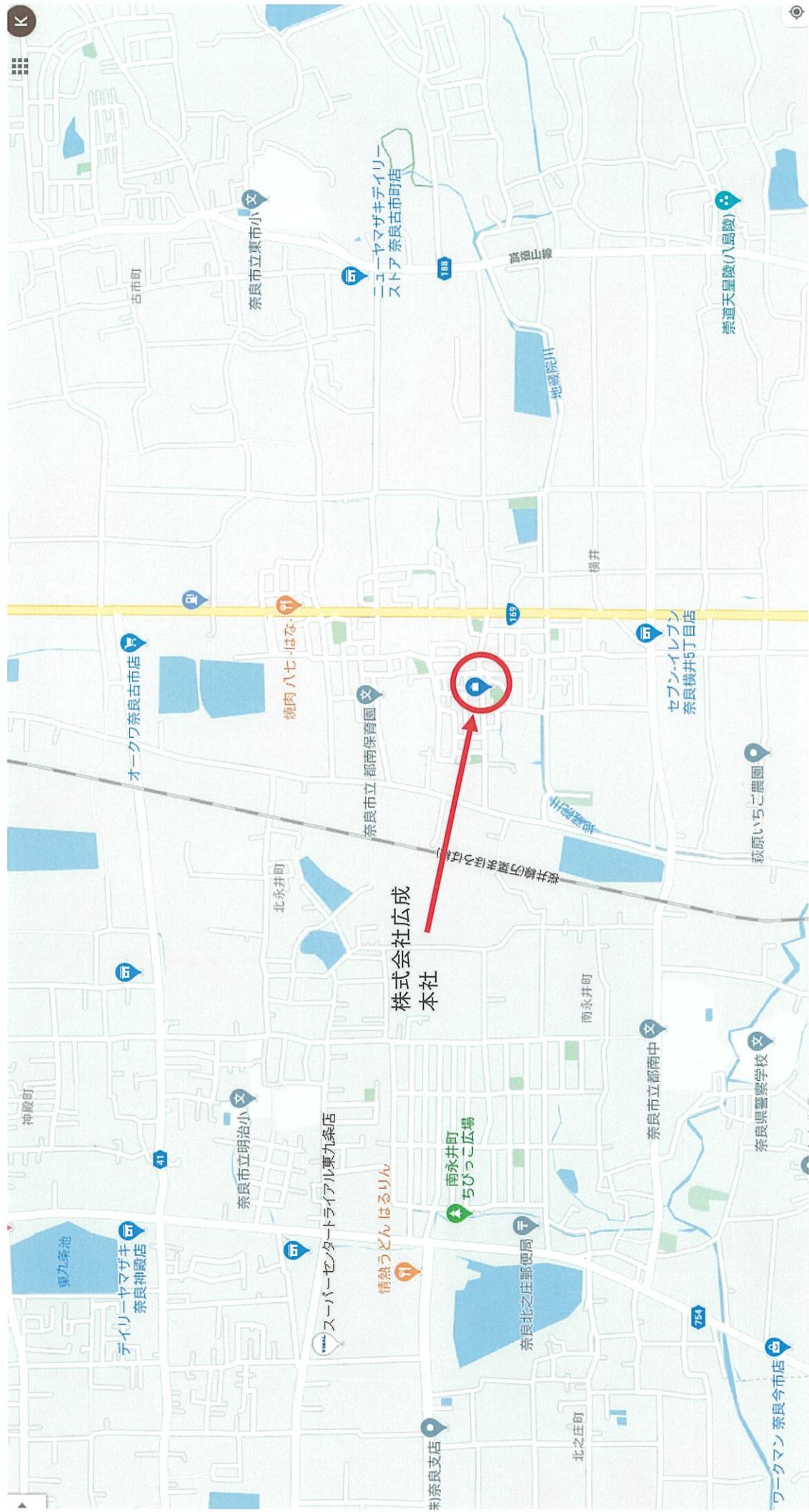
奈良市横井二丁目273番地の6

株式会社広成

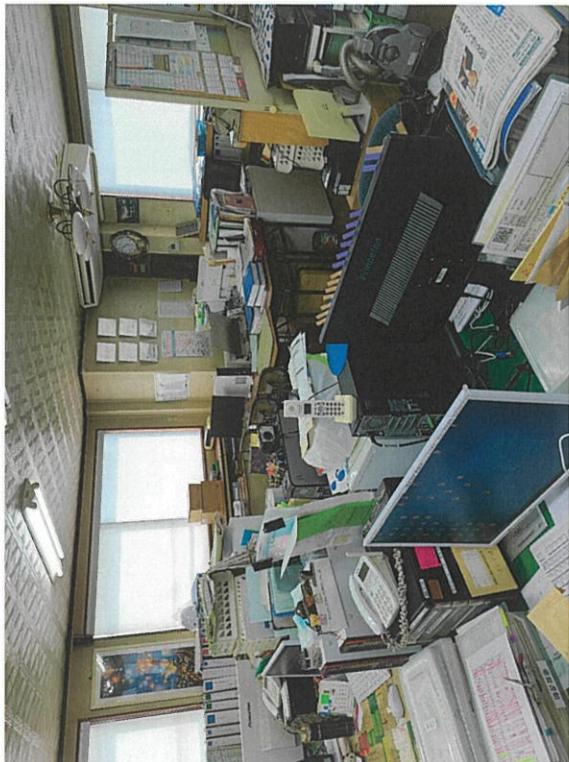
代表取締役 吉田一成



実印



事業所の写真(室内)



見取り図

